

長崎市の附属機関について(会議録のページ)

		担当所属名	こども部こども政策課
会議名	令和6年度第2回 長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会		
日時	令和6年11月15日(金) 15:00 ~		
場所	長崎市役所5階 第1委員会室		
議題	長崎市こども計画の策定について		
審議結果	1 出席者 委員13名(うちテレビ会議出席者1名) (事務局12名) 山本部長 こども政策課: 中辻課長、井本課長補佐、内田係長、大道 子育てサポート課: 高橋次長 幼児課: 山口次長、迫頭課長補佐、榎並係長、大出係長 こどもみらい課: 中野課長、平尾係長 2 議 事 長崎市こども計画の策定について 3 議事録 【事務局(こども政策課)】 開会、資料確認、部長挨拶、会の成立報告、会の公開区分についての報告、議事についての審議 4 議事 長崎市こども計画の策定について 【「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」の振り返りについて】 事務局から資料に沿って一括説明 議事に関する質疑応答は以下のとおり 【委員】 私ども労働局のほうで、ワーク・ライフ・バランスによる就労支援の施策の展開をしている。少子化という中で、男性が育児休業を取りやすいような制度自体の拡充はしている。 育児休業や介護休業への助成金の制度はあるが、男性が育児休業を取る期間が1週間程度であり、かなり短いので育児をしているのかどうか疑問である。もっと男性に積極的に育児に参加してほしい。 資料の中の経済的支援において、「ひとり親自立支援センターによる法律相談を実施しているが、養育費を受給する割合が高いとは言えない状況にある」と報告されているが、何らかの要件を満たさずに受給に至らないのか、あるいは断られるかたが多いのか、そのあたりの状況を教えてほしい。 【こども政策課長】 ひとり親家庭自立支援センターによる法律相談を実施しているが、実際に養育費を受け取れるかどうかは、相手のかたとの協議によって成立するので、弁護士からアドバイスがあったとしても、養育費の受け取りに結び付きづらいということもあると思う。 全国的に養育費の取決めをしているひとり親の割合は、母親の方では40%を少し超えた程度と思う。それ以外のかたは、まず取決めが両者でなされていない。公的な裁判所を通じて作成したような強制力がある書類をもって養育費の取決めを行っているのは、実際は28%程度となっている。残りの12%の方々は口約束であったり、任意の書面を交わしていたり、強制力がないものである。 【委員】 ひとり親家庭自立支援センターを運営しています。 養育費に関する件ですが、弁護士相談は非常に多い。その中で養育費というより親子交流や共同親権についての相談が多い。養育費も高い要望はあるが、それよりもまず離婚したいという要望が高い。その際に養育費についての取決めがなかなかされないというのが現実。 私共は家庭裁判所とも連携しているが、親権について争っている場合は特に裁判所のかたに養育費の取決めはしてほしいとお願いしている。ただ、争わないで離婚する場合は、離婚をしたいというのが先に立つので、養育費について取決めしていない割合が高い。		

私共は、弁護士相談ではない相談に来られたかたで、養育費をもらっていない場合は、弁護士相談で後から遡って申請ができるようつなげている。

ひとり親の就労に関しては、最近ではオンラインで就労ができるようになっていっているので、在宅勤務をされるかたが大半である。ただ、在宅勤務の求人はハローワークでは無いため、東京のほうの求人に応募をされるかたもいるので、私共が間に入って対応をしているが、在宅勤務はなかなか続かない。

【委員】

先日、私が住む地区で市長とのシンナガサキミーティングが開催された。そこで市営住宅に住む自治会長から、市営住宅に優先的に入居している家庭の場合、こどもが中学校を卒業したら退去しないといけないう決まりがあるという話があった。事実であれば、せめて高校を卒業するまでか、お子さんが働いで収入が増えるまでは延長できないのか。

【こども政策課長】

今いただいたご意見は把握できていないので、住宅部門のほうに伝えたいと思う。

【委員】

部署が違うので、正確に把握できていないが、一応中学校を卒業するまでという規定があるのは事実である。ただし、中学校を卒業した後は、高校へ進学するということも十分考えられるので、そのこどもがしっかり育つまで入居できるという緩やかな取決めがあったはずなので、大丈夫だと思う。

【こども部長】

今、委員から発言があった点も含めて、私たちで住宅部門に確認する。今回のこども計画の中で市営住宅の提供も一つの項目として出したいと思っているので、その中でも今までの運用で課題が出ているものがあれば、解消できるような取組みができないのか、しっかり私たちから働きかけていきたい。

【委員】

資料の7ページに特に配慮を要するこどもが年々増加しているとあるが、特別支援教育を必要としているこどもが増えていることは実感している。このことと貧困に関する問題は高校生についての対応はどうなっているのか。計画では義務教育までのこどものことを言っているのか、その辺が不明で疑問に思った。

貧困と高校となると、高校進学で私立学校へ行かれる場合は、殆どのかたが奨学金を申請したり、貸付金を借りるというケースをうかがっている。ただ、状況的にかなり厳しい。

あと実際に特に配慮を要するこどもが途中でドロップアウトをするという話もよくきく。それこそ借金のようになり、生活自体が維持できるのかと思うと貧困の連鎖をすごく感じる。その点についてはどう考えているのか。

【こども政策課長】

こども計画は全ライフステージを考慮しており、高校生で子育て支援が途切れるような施策を行うわけではない。ただこの資料で記載している内容は教育委員会の分野に入っており、そうなると市町村の管轄は中学校までというところがあるので、県の分野もカバーする必要がある。

県のほうでも、こども計画にあたるものを作成中であり、先日までパブリック・コメントが行われていた。そこを拝見する中では、各市町が行う小中学校の分野にも触れているが、高校の分野にも触れていたのも、県と連携する必要があると思う。

【委員】

特に配慮を要するこどもが増えていることを非常に実感している。私が住んでいる地域でも、小中学高にボランティアのかたが入って対応しているが、いつまでもボランティアに頼るのではなく、教育委員会が職員をもう少し増やすとか、専門職を増やしたほうがいいのではないかな。

【委員】

地域子ども子育て支援事業に延長保育があるが、学童保育としてお子様を預かる際に、お迎えが19時近くになるご家庭もある。

自分自身も仕事をしながら子育てをしていた期間があるので、延長保育の充実というのは、確かにその時間まで仕事をする必要があるかたにとっては大事だと思うが、そういった中で母親達を待っているこども達を見ると、保育者のかたが適度な時間で早めにお迎えに来られるほうが、こども達は早く父親・母親のそばに帰ることができるので、本当は望ましい形ではないかと思う。

そういったことを推進している企業が長崎で増えていき、子育てしやすい会社がたくさんあり、短い勤務時間で生活が成り立つ給料がもらえるということになっていくのが、こどももまんなか社会につながっていくと思う。

就学の支援とか児童手当をいただいているご家庭もたくさんあると思うが、お金が入る先が保護者になるので、保護者のかたがどういう優先順位でお金を使っていくかということになる。学童保育の中でも未納世帯というのがどうしても生じてしまう。お金を支給していれば大丈夫ということではなくて、貧困世帯のこども達にちゃんと届いているかというのも見えていただきたい。

可能であれば、そのまま保育料となるようにしたり、物資的なものなど、お金ではなく、こどもに直接届くような支援のしかたというのを考えてほしい。

特に配慮が必要なこどもの対応は静かな環境でないと難しい。学童クラブの施設整備は、市の方針で主に事業所が行うこととなっており、補助金もあるが、学校と同じ建物の中にあるのが望ましいので、こども達にとって理想的な学童保育を考えてほしい。

【こどもみらい課長】

放課後のこどもの安全な場所として、学校施設の余裕教室であつたり、学校の敷地内の中に快適な施設を建設していただいて学童クラブを運営するのは、こどもの移動時間の必要がないので安全であると思っている。

民間事業所で運営していただいている放課後児童クラブの場所としては、学校で運営していただいているのは大体40%、その他は民間の賃貸物件を借りて運営していただいている、あるいは自己資産のものであつたり、長崎市の施設を貸与していたり、結構多様な形態をとっている。

長崎市としては、こども達にとっての安全な場所であることが前提になる。学校と同じ建物内にある良さもあるが、学校外のすぐ近くの施設で、地域とのつながりがあるところもある。学校以外でのこども達の育ちもあり、そういった場所を大事にしたいという声もある。そういった声もうかがいながら、放課後児童クラブの運営を考えていきたい。

【こども政策課長】

児童手当のように現金を親に支給するという制度もあるが、ほかにも実施しているものとして福祉医療費があり、医療機関にかかった費用を支給するもので、これは現物給付となる。

確かにこどものためのものでありながら、親に支給するものがある。この点は児童手当や、ひとり親に対する児童扶養手当についても国の制度に基づいて実施するうえでは、支給方法を変えるのは難しい。

保育料を滞納したかたについては、そこから差し引かせていただくことはあるが、肝心なのは、こどもがまんなかということは、行政だけではなくて、社会全体でということになるので、その社会には親も含まれていて、再認識する必要があると考えている。国はその考えの中で、今回の児童手当の制度改正の中で所得制限を撤廃したというのは一義的には親の責任の下でということもあると思うので、そういった意識をしっかりと根付かせていくかというのは、こども計画の中で取り組んでいきたいと思う。

【こども部長】

保育園とか学童保育のお迎えに、父親や母親がなるべく早く行けるような社会になってほしいというのは、まさにおっしゃる通りで、私たちも同じように思っている。

そういった意味で行政としてできることは、ワーク・ライフ・バランスの啓発であつたり、周知、そういった取組みを先進的に行っている企業の表彰となる。

計画を策定する中で、そういった企業と接する機会がある商工部門にもお願いをしていく必要があるが、そういった企業が融資を受ける時に低金利で融資が受けられるようになるとか、市の入札時にポイントが高い業者から入札に参加しやすくなり、入札に有利になるといったことができれば、実際に取り組んだことが企業の身にもなることにつながっていくと思う。

今からの時代は、若い父親、母親が仕事も大事だけど、自分たちの時間やこどもと過ごす時間が大事だということが増えていくと思うので、そういったことに取り組む会社や企業が選ばれる時代になると思う。人手不足の時代でもあるので、企業や会社のかたにも認識を持っていただいて、率先して取り組んでいただくと従業員のモチベーションが上がって、成果にもつながっていく。そういう好循環ができれば、それが当然の社会となっていく。

そういった状況に近づいていくために、どれくらいのスピード感でこういった取組みをやっていくことが最短でいけるのかということを探求していきたいと考えている。

【長崎市こども計画の構成及び計画策定スケジュールについて】

事務局から資料に沿って一括説明

議事に関する質疑応答は以下のとおり

【委員】

2点お聞きしたいことがある。1点目は前期の子ども・子育て支援事業計画の期間中で、市役所の2階に子育て世代包括支援センターを作ったことは大きな成果だと思うが、設置の段階の議論で1か所でもいいのか、いくつかに分かれたほうがよいのかという話があった。今の段階で1か所で長崎市全体を網羅できているのかという見解を教えてください。

【子育てサポート課長】

子育て世代包括支援センターは、母子保健の分野で保健師等が対応するということで発足した。本庁や総合事務所にも保健師たちはいる。健診等でも相談に乗るので、本庁と4つの総合事務所を合わせて一つの包括支援センターという考えかたをしていた。

その後こども家庭庁が設置され、母子保健の分野だけではなく、児童虐待をはじめとした児童福祉の分野も一体的に行うということになって、こども家庭センターを本庁に1か所、それから総合事務所も勿論こども家庭センターの母子保健の分野の機能を果たしている。

ただ、その中で子ども・子育てイカオ相談というかたちで、あらゆる相談に対応する、あるいは全数面接等で保護者のかた、子育て家庭の実情を知ることに取り組んできた。ただ、本庁で直接運営する部分が多かったのも、それではなく、もっと身近な場所で子育て家庭が色々な子育ての悩みを吐露できるような場所は必要ではないかということで、次のこども計画の中で、身近な場所での相談について検討を進めていきたいと考えている。

【委員】

身近な場所での相談は必要だと思う。自分は滑石に住んでいるが、そこから本庁まで来るとなるとなかなか大変だし、子どもを連れて来るとなると当然車移動になるが、本庁は駐車料金がかかる。例えば子育て関係の相談に来る場合は、駐車料金の減免ができるということにしてくれれば、相談に行きやすいので、検討してほしい。

もう1点お聞きしたいのが、資料7ページの現計画の振り返りの中で、特に配慮を要するこどもへの支援の対応として、学校全体での組織的な対応が必要と記載があるが、今度策定するこども計画の中のどのカテゴリーに入るのか分からなかったのも、教えてほしい。

【こども政策課長】

特に配慮が必要なこどもへの支援は重要なことだと認識している。資料17ページの基本施策4の「きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援」と基本施策5の「こどもの心と命を守るための取組み」で対応したいと考えている。

【委員】

当然学校での対応のありかたということになると思うので、教育委員会としっかり話をし、施策の中に取り入れてほしい。

【委員】

資料11ページや13ページで、こどもの意見を取り入れるという記載があるが、どのようなかたちで集約するのか。

【こども政策課長】

こども・若者の意見については、現時点では、このこども計画の策定に向けて意見を聞く必要があったので、その一つとしてアンケートを実施し、その結果を集約したところである。その中で先程の資料説明で申し上げたとおり、こども達が安全対策について求めている数が多いことが分かった。

そして、直接こども達に会って、意見を聞く場を設けたいと考えている。前回の審議会の中でも、そういったご質問をいただいたので、計画の策定に向けてヒアリングの場を考えている。また、市長が直接こども達と対面して意見を聞く場の設定を考えており、先日そのこども達の参加の募集をホームページに掲載したので、学校を通じて周知を図っていききたい。

ただ、これは計画を策定するためだけに意見を聴取するのではなく、その後も計画を進めていく中でも、こどもの意見を反映していくというのが必要だと国も言っているのも、今年度だけで終わるのではなく、継続的に実施していく必要があると考えている。

【委員】

アンケートは具体的にどういう方法をとったのか。

【こども政策課長】

アンケートの実施方法としては、電子回答ができるものとし、小・中・高校生に対しては学校を通して、若者に対してはホームページで周知を図った。なお、県も県のこども計画として、アンケートを取る必要があったので、小・中・高校生については県が全域にアンケートを実施し、そのうち長崎市の結果を集約しているという状況である。その結果については、まだ公表されていないが、どこかの時点で公表されると思っている。

【委員】

こういう計画は、計画で終わってしまい、その計画は結局どのような実を結ぶのかを大事にしてほしい。小さなことでもよいので、良くなったと市民が実感できるものであってほしい。

今までも、こういったこども施策の計画は策定されてきたと思うが、実行につながったことが具体的にあれば参考までに教えてほしい。

【こども政策課長】

前期の計画が実行に結びついたところであれば、先程委員がおっしゃられたような現在のこども家庭センターが整備され、相談支援体制が人的にも評価ができた。

ほかにも多々あり、この場では申し上げられないが、前回の審議会の資料のほうがより詳しく個別の取組みを掲げさせていただいている。数が多いので今抜粋は避けたい。ただ、最初に言っていたとおり、この計画ものは実行が進んでいることは勿論だが、計画を策定することで、全庁的にしっかりやっという意識が組織として根付くことが大きな狙いと捉えている。

こちらの役割としては、今度は進捗管理をしっかりやっていき、来年度以降はこの分科会のほうにも毎年度、進捗を報告させていただくので、そういったところでまだできていないところがあれば、ご意見をいただきながら、しっかり目標に向かっていくようにしていきたい。

【こども部長】

役所はどうしても計画行政なので、計画を策定して、それを実行していくというのが多くのパターンであるが、おっしゃられたとおり計画を作って終わりではなく、実行がされているのかということが大事だと思う。そういった意味で分かりやすい例でいえば、まず5年後にはこういう箇所数を設置するとか目標を掲げて、それをしっかり達成していくこと。もう一つは、定性的になるが、市民の皆さんの意識を聞いて、5年間の取組みで子育てしやすいまちになったかを聞いて、数値目標が上がっていくことが大事だと思う。

この定性的な目標はお金をつぎ込んで実施しても、なかなかすぐに効果が出ないので、数値目標のたてかたについても検討している。次回の計画案を審議する際は、そういったことも併せてお示ししたい。

【委員】

数値を示すのも大事だと思うが、こういう目的があるので、こういう取組みをするというシンボリックなものをもっとアピールするほうが、市民の方向性も同じになるのではと思う。

【委員】

資料19ページの計画の構成の個別施策の部分だが、もしかしたら前回説明があったかもしれないが、新規事業はどれにあたるのか。

【こども政策課長】

現段階では、どれが新規事業かという作りにはしていない。全庁的にこのこども計画の方向性についてどういった取組みができるのか、既存の取組みでも、それを拡大するのかは今後整理していく。6年間の計画としては具体的な取組みをどういう表現とするか。例えば〇〇事業とかいう表現になかなかないものもあり、今の時点では抽象的な表現もあるので、今後は具体的なかたちでお示しできるのではないと思う。

【委員】

資料20ページの障害児への支援のところで、発達障害児の早期発見・早期療育という記載があるが、保育や教育に関わる先生がたは毎年のように研修を受けるので、すぐ勉強をされていると思うが、日々感じるなかで、やはり保護者は発達障害に関する理解や認識が間違っていると思われるところがある。保護者から相談がある時に、特別支援学級に行く子どもたちはお勉強ができないとか、駄目な子みたいなイメージを持っていて、「うちの子は行かなくていいですよ」みたいな感覚でご相談に来られる。

専門的なことが分かっておられるかたは、そうでなく、1人1人得意なことと不得意なことがあり、その子が理解していくためにどういった環境がその子にとって合っているかで大人数の学級がいいのか少人数の学級がいいのかを整えていくだけのことだとこちらの立場では思っている。

保護者のかたの理解がないと早期療育にはつながっていかないと思うので、3歳児健診等の段階で、まだこども達が小さいうちに、そういった発達障害や発達症について正しい認識を保護者達に持っていていただく、早期療育でお子さんが幼稚園や保育園に通っているときに先生達もお母さん方に話しやすい。

小学校入学の時に、1年生の時から支援学級に入っているお子さんと、幼稚園や保育園の先生からなんとなくそういったニュアンスのことを言われたが一歩踏み切れなかった子もいる。よほど学校でトラブルが生じて、やっとハートセンターに行きましたということがあると、その1年間の間でもその子の育ちが変わってくる。

年々そういった支援が必要だと思われるお子さんがクラスの中に増えてくる実情があるのはご存じかと思うので、早く保護者達はそういった認識を持ち、障害児に対する知識をその保護者だけが持っていればいいのではなく、それ以外の保護者も同じように理解を持つことで、その子がクラスの中でどういう風に育っていくか、どうみんなに関わってもらうか、ほかの保護者のかたにも理解してもらって、そういう環境が育っていくのが大事だと感じているので、是非そういうことを保護者達に伝えていっていただきたい。そうすると色々なこども達がすくすくと長崎市で育っていくと思っている。

【子育てサポート課長】

母子保健を担当しているので、健診の場面で対応するということになるかもしれません。発達の段階に応じた健診や、こども達の困り感について早期に把握して、早期に適切な支援につなげたり、保護者の理解も重要なことだと思っている。

1歳半と3歳の健診の時に発達障害に係るパンフレット等を配布しながら啓発等を行っているので引き続きそういった理解促進に取り組んでいきたいと考えている。

【こども政策課長】

こども政策課でも、子育て支援センターを所管しており、その中でも特に発達支援に特化した施設を一か所設置している。そこを利用されるかたは文字どおりお子さんの発達に不安がある親御さんが利用している。やはりセンターのスタッフから聞くのも、最初利用されるまでは思い切りが必要だが、利用してみると同じような立場の保護者やお子さんと一緒にいることもあり、そのスタッフから色々アドバイスを受け、自分のお子さんのこの行動は、こういうことが理由にあるという理解が進む。さらにハートセンターであれば、そこを受診したほうがよいなどアドバイスを受けて、積極的に受診したいという気持ちに変わると聞いたことがある。保護者の気持ちを変えていくことが大事だと思う。

さらにその他の保護者のご理解や認識も大事だと思うので、特段の手段はないが、しっかり意識していきたいと考えている。

審議結果

【委員】

幼稚園や認定こども園の現場でも、やはり発達障害を抱えたお子さんが多い。資料7ページに、特に配慮が必要なこどもへの支援について、学校全体での組織的対応や教職員全体の理解と資質の向上が必要という記載があるが、私共から言わせてもらって、学校だけではどうにもならない。保護者理解という言葉が入れば有難いと思う。

現場でも、この子少し困り感あるよねという話を持っていった時に、理解が得られず、職員が保護者との対応に非常に苦慮している。でもその子の成長のためにということでお話はしていくが、一番身近で関わっている保護者のかたの理解を得ることが配慮を要するこどもへの支援で一番大事なことでないかと思うので、学校だけではなく、保護者理解も視点に入れてほしい。

園のほうでは慢性的な人員不足という課題もある。資料19ページに処遇改善、働きやすい職場環境の整備という文言が出てくる。どういう風にこの形に持っていけるかということをお話してほしい。

あと適切な保育の量の確保というのがありますが、どのように考えればいいのか。園としての適切な量の保育なのか。利用者側の保護者の必要性に見合った保育で、ある程度の量のセーブができると思う。それが働きやすい職場環境と慢性的な人材不足の解消につながっていくと考えられる。

今から急激に園規模も変わってくるし、保護者の就労形態も変わってくる中で、適切な保育の量を考えるのが課題となるので、市のほうでどういう風に考えているのか教えてください。

【幼児課長】

適切な保育の量の確保については、待機児童の解消が全国的にも問題だったので、その中でいかに定員を増やしていくか、待機児童を減らしていくのかというのが課題だった。長崎市については平成31年度から4月1日時点の話になるが、6年間待機児童ゼロを達成している。ただ年度末にはどうしても待機児童が発生してしまうという事実がある。

ただ背景には、こどもの数は減っているが、保育士の確保がなかなか難しいということがある。園としては受け入れたいが、職員の確保ができないから、待機児童が年度末に増えていくが、職員の数を増やすのが雇用の関係上難しい。そういったことも考慮して、保育士が長く定着できるような、処遇改善、新規職員の確保、職場環境の整備を行っていききたい。

そういった中で、待機児童の解消から適切な保育の量の確保というのが全国的なトレンドに変わってきている。再来年度から誰でも通園制度というかたちで、保育が必要でないこどもも預かるという大きな制度改革もある中で、バランスを取るのが難しいが、園の受け入れ体制もあるので、そこを考慮していきたい。

【委員】

誰でも通園制度については、園は週6日空いているので、6日利用が可能なのか、どういった形で利用していくのか、市で把握している保護者のかたの利用要件について示してほしい。園の勤務自体は週40時間労働でいくと5日のかたが多いと思うが、こどもが6日、園に預けられるという状況に対して、市のほうからできる限り家庭で過ごすようお示しがあると利用の適正化が図られると思う。

【委員】

先程、色々な計画を立てて、市民のかたに見えるようなかたちにしていきたいという意見の中で、部長から企業の表彰であったり、何等か有利になるようなものになるようにしたいというお話があったが、企業の表彰については私共労働局のほうでも、次世代育成支援対策推進法に基づいて、育児、看護休業よりもより望ましい制度を導入していただいているとか、育児休業取得率を要件として「くるみん認定」という制度があり、是非市のほうとも協力して周知を図っていただければいいと思う。

それと1点質問があり、資料の12～13ページの説明の中で、こどもや若者の意見反映というのがあるが、この若者というのはどの世代をいうのか。今まさに子育て世代にいらっしゃるようなかたなのか。あるいは近くに子育てをする可能性がある30代までを考えているのかを教えてください。

実際こども達にはアンケート等を実施している中で、安全安心に対する意見が多かったので、こどもの心と命を守るための取組みを項目建てしたという説明があったがこども達が安全に対して不安を抱いているという訳でもないのかもしれないが、安全対策が必要だと思ったような意見をいくつかで構わないので教えてください。

【こども政策課長】

まず、1点目の企業表彰の話だが、長崎市でも市民生活部の人権男女共同参画室のほうで、企業表彰を行っている。この中身としては、男女平等という視点と働きやすさという点で貢献している企業に応募していただいて表彰をする。目的としては表彰をすることで、企業のPRにもなるし、その他の企業にしっかり意識が根付くことを狙って実施している。この中で先程ご紹介いただいた「くるみん認定」についても、例えば、くるみん認定を受けているというようなかたちでの応募をいただいて、最終的に長崎市でも認定するということかたちで毎年度実施している。まさにこのこども計画にも、こういった取組みは取り入れるべきと考えている。

2点目の若者についての定義は、まずこどもということとすると、こども基本法の中では年齢の上限がなくなってきており、成人しても自立するまでと捉えられている。こども・若者の意見を聞くという点で、国が一つ示しているのが、「若者とは」というところで、概ね思春期から29歳までとしているので、少なからずそこまでは対象だと考えている。ただ30歳から対象でなくなるということではなく、取組内容による。

3点目のこども・若者アンケートについては、若者については29歳までを対象にアンケートを実施したところである。この中で安全・安心について意見が多かったところについて説明したい。設問のしかたとして、「こども主役の社会を実現するためにできたらいい、あったらいいとことはなにか」という選択式の設問で、安全対策・治安というのがトップではなかったが多数選択されていた。

具体的にそれに対するコメントをいくつか紹介すると、まず「治安の良さ・事故・犯罪がない優しいまちであってほしい」というようなことが、安全対策の中でも抜きんで多くなっている。次に、これも連動するかもしれないが、「交通マナー・公共マナーを守っている社会であること」、そして「災害に強いまちであること」と

というような意見があった。

カテゴリーとしては、安全対策や治安ではないが、いじめ対策についてもかなりの要望があって、「いじめや差別、暴力がない状態がよい」という意見もあったので私共としても、このいじめ対策をこどもの命を守る分野として捉えている。今お伝えしたのは小学生の回答だった。

次に中学生になったら、同じ設問に対して安全対策の部分では同じく「治安の良 さや犯罪がないまち」の要望が最も多く、2番目に多いのは「災害のないまち」であった。そしていじめ対策も同様に多いという結果であった。

このアンケートは先程も申し上げたが、県が実施しており、正式にまだ公表がされていない。私共もこの結果を計画に取り込むことはできるが、計画の資料としてそもそも添付することができるのか県に確認をしている。可能であればまた次回、県との調整ができれば提出したいと考えている。

【委員】

資料20ページに「まち全体でこども・子育て家庭を応援する機運の醸成」とある。地域コミュニティ連絡協議会で行っていただいているが、私のように高齢者を巻き込んだらどうか。高齢者は時間に余裕がある。家から出ない特に男性に協力してもらうことも必要ではないか。

昨日、ある保育園のこども達と芋掘りをしたがすごく良かった。作業をするうでこども達に頼られ、感謝されると嬉しいし、高齢者はそういったことが生き甲斐になる。地域コミュニティを通してでもよいので、高齢者に声をかけて、こういうことをするから協力してほしいと地域を巻き込んでどうか。明日も公園の清掃があるが、地域の高齢者とこども連れの保護者も来てくれるので、自然と触れ合う機会ができる。

地域のかたを巻き込んで、何かやらないかといって取り組んでいいたらよいのではないか。広報にも載っていたが、福田地区の民生委員の会長は、こどもと親を巻き込んで畑で色々な野菜を作っている。その会長もすごく生き甲斐を感じているので、そういうことも必要だと思う。よかったら是非そういう事例を紹介して、あちこちで取り組んでもらったらよいのではないか。

【こども政策課長】

とても素晴らしい取組みだと思う。福田地区でいえば、こども食堂を運営しているかたがおられるが、こども食堂の食材を調達するため、福田地区の畑で自前で食材を作って、できたものをこども食堂で調理してこども達に提供している。また提供する時も地元のボランティアのかた、高齢者のかたも勿論だが、それだけではなく、地域センターの職員も一緒に行っている。他にも大学生を10人くらい連れてきて、一緒に調理したり、配膳もしている。一度だけお邪魔して拝見したが、素晴らしいかたちだと思った。

こういった世代を超えたふれあいができるというのが、どの世代にとっても相乗効果があるととらえているので、そういった理想的なかたちを目指していきたいと考えている。

【委員】

先程話題にあがったワーク・ライフ・バランスの表彰だが、男性が育児休暇を取ることは非常に大事なことだと思うが、幼稚園・保育園の現場だとこどもが熱を出した時に必ず母親がお休みを取るの、父親もお休みを取ってくれないかなと思う。

もし、表彰の制度を作られるのなら、男性がこどもの病気の看護休暇を取る時はそういう視点を入れてくれたらいいと思う。

【委員】

他の委員からも発達障害児の正しい知識の啓発に関してご意見があった。これは非常に重要なことだと思う。発達障害の症状も様々なので、大変難しいことだと思うが、発語が遅いというだけで、障害の範疇にとらえてしまうこともあると実際に市民相談で伺うこともある。母親だけではなく、祖父や祖母も障害という言葉に過重に反応してしまう。正しい知識が伝わっていないからそうになってしまう。

そういった軽度なことであっても療育に行っているというだけで園に入りにくいことが実際にある。保護者だけではなく、保育する側も役所も市民のかたも、一般社会において発達障害という問題の啓発がどうか改善されないかという思いがある。そういうことも念頭において取り組んでほしい。

発達障害児の早期発見・早期療育であれば以前から申し上げているとおり、5歳児健診がうまくできていない現状では、各認定こども園や保育園の巡回相談をもつと強力にしていきたい。

【こども部長】

発達障害については、親御さん達が不安に感じていたり、大丈夫かなと思いつながら一歩踏み出せないでいることは私達も重く受け止めている。

また正しい知識を得ることが結果的にはこども達にとっても良いことだと思う。先程もお話があったが、学校に入った後にミスマッチが起こって、不登校に至るという話も教育研究所から聞いている。やはりその前段となると、その子の特性に応じたクラスや学校を選んであげることができる環境を作っていくことが必要。

審議結果

その中の一つで5歳児健診というのがあるが、今の健診は3歳児健診から就学までの間に約3年間空くが、その間に一番発達段階が上がるので、発達障害が顕在化してくるが、行政が関与できていない。今、市の内部ではそういった子の対応ができないかと体制も含め検討に力を入れている。まだ皆さんにご紹介できるところまでは至っていないが、そういうことも進めているし、この6年間の計画の中で、しっかり謳い込んでいく必要があると考えている。

いずれにしても当事者だけではなく、周りの人達の理解あるいは正しい知識というのも親御さんの気持ちを楽しんだり、結果的にはこどもにかえらると思う。こどものために何ができるかということをしっかり考えていく必要があるので、ご指摘の点はしっかり受け止めてこの計画に反映したい。

【委員】

発達障害の話の流れの中で、一つ気になっていることがあるのでお伝えしたいと思う。障害児への支援のことになるが、障害の分野で一つのキーワードとして「インクルーシブ教育」というものがある。それをどう実現していくかというのが課題である。

世界的にも指摘を受けている背景があるので、そこをどういう風に考えていくのかどうやってそういう社会を作っていくのかということが、こどもの問題を考えるうえで大事な言葉だと思っている。どうやって対応していくかというのは、実際の現場であったり、啓発であったり色々な要素が絡んでくる問題だと思うので、よければ計画の中にインクルーシブという言葉を入れてほしい。

【委員】

資料20ページに掲載している「きめ細やかな対応が必要なこどもと家庭への支援」の個別施策のこどもの貧困対策の一つ言葉を追加してほしいところがある。こども食堂の充実だけだと貧困対策にならない。今こども家庭庁の食事等支援事業の中間支援法人が全国で10団体あり、うちの団体も実施している。やはりこども家庭庁の中でも、こども食堂だけでは貧困対策は難しいと考えており、こども食堂等の居場所の充実ということで、居場所を作っていくという話になっている。

居場所の中でたくさんいるこどもの中に貧困のこどもがいる。そのこどもの支援をするべき。貧困だけの支援となると、なかなかこどもの中で見つけていくのが難しい。こども食堂の充実となると、こども食堂以外のことが見えてこないのので、できれば「こども食堂等の居場所の充実」という言葉を入れていただきたい。そうすれば学習支援の充実やフリースクールなど色々な支援が含まれるので、この言葉を追加していただきたい。

【こども部長】

おっしゃられる通り、こども食堂の充実で貧困対策を行うとなると、貧困世帯のこどもしか利用できないし、行きにくいということになるので、こどもの居場所という観点で多様な人が利用できるようになるとよい。そこに独居の高齢者のかたが行くと月に1回あるいは2回、人が作ったおいしいご飯を食べることができる。

そこでこども達が多様な世代のかた達と交流ができる時間があってもよいのかと思う。こどもにとっても色々な世代のかたと交流することで、成長につながり、自分の意見を表明できるこどもになったり、それを実行できる大人になっていたり、好影響を与えることになると思う。そういう視点で見るとこども部だけでは、なか

なか対応が難しいところもあるので、市の中の福祉部やふれあいセンターを所管する総合事務所と場所も含めて色々な部署と協議をしながら、高見を目指して進めていきたいと考えている。

【山本委員】

私はこども食堂の立ち上げのためのアドバイザーを市から任命されていて、こども政策課と一緒に事業を実施しているが、ある医療法人のところへ行ったら、こども食堂を運営しないと貧困のこどもの支援ができないのかと言われた。その法人は高齢者の施設も運営しているので、こどもが気軽にきて話ができるとか食の提供をしないといけないのかと言われた。

そうではなく、こども110番の家というのがあるが、ああいったかたちで色々な企業や施設がこども達が寄ることができる居場所になれば食堂でなくともよいのではないかというお話をさせていただいた。そういったことも計画に入れていただきたい。

【分科会長】

先程委員からお話があったように、こどものことに関して協力したいとか何かしたいというかたは意外といらっしゃると思う。この計画自体、事務局の説明にもあったように、長崎市子どもの貧困対策推進計画とともに一体感を保ちながら進めていくものだと思うが、先程高齢者を巻き込んだり、母子保健だけではなく児童福祉も一緒に一体にやるべきという話があった。最初の説明で横串を刺すという言葉が使われていたが、やはり高齢者、障害者関係なく横断的な見方をしながら、そこに関わる人みんなを支えるような計画になってほしい。

今、共生社会と言われているが、長崎市に住む私達が自分のまちのことを我が事として捉えていけるような計画になってほしい。色々なかたがいいらっしゃるが皆がそれぞれ頑張っていて、各分野で縦割りではなく横断的でいられるようになってほしい。